

第 I 章

計画の基本的事項



第 1 節 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

環境問題は、かつての公害問題から、都市・生活型公害、地球環境問題へと大きく様相を変え、極めて多様化・複雑化しています。今日の環境問題の特徴の1つは、問題が一部の地域にとどまるのではなく、地球規模の空間的広がり、将来世代にまでわたる時間的な広がりを持つことです。特に、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や消費生活によって自動車交通公害、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害や廃棄物問題など、私たちの日常生活のあり方に起因する環境問題が深刻となってきました。

その一方で、上記のような環境問題の多様化・複雑化に対処するための環境関連法令や制度が次々と作られています。さらに、新聞やテレビ等のマスメディアにより地球温暖化等の環境問題が頻繁に取り上げられるようになったこともあり、国民や事業者等の「環境に対する意識」は、ここ数年で大きく向上・変化しています。

しかし、環境に対する取り組み状況は意識の変化とは必ずしも一致しているとは言えず、環境保全活動が特定の熱心な個人や団体によって担われている等、「意識」と「行動」のギャップも生じています。

このような状況において、我が国では平成5年に「環境基本法」を制定し、平成6年に「環境基本計画」が策定されました。この後、環境を取り巻く社会状況等の変化に応じる形で随時見直しを重ねられ、平成18年には「環境・経済・社会の統合的向上」や「超長期の環境ビジョン策定の位置づけ」、「環境指標作成の重視」など、新たな施策展開の方向を示した第3次改定が行われました。また、「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成22年6月18日閣議決定）」において「環境、健康、観光を柱とする集中投資事業を行い、自立した地方からの持続可能な経済社会構造の変革を実現する」ための「21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト」の1つとして、『「環境未来都市」構想』が位置づけられ、「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」の実現を目指しています。

広島県では、平成7年3月に「広島県環境基本条例」を制定し、平成9年3月に「第1次広島県環境基本計画」が策定されました（平成23年3月改定）。また、平成10年に「広島県環境影響評価に関する条例」を制定しています。

このように国や県が、それぞれの役割に応じた広域的な環境行政を展開する一方、市町村においては、今、「地域に最も近い基礎自治体だからこそできる役割、環境行政のあり方」が問われています。従来のような、対症療法的な取り組みではなく、問題の発生を未然に防止し、さらに、規制的手段のみならず、あらゆる主体の取り組みを喚起して環境と経済、そして社会を一体のものとして捉え、経済社会システムや生活様式を変えていくことが求められています。

2 東広島市の環境行政のこれまでの取り組み

本市では、「東広島市環境の美化及び保護に関する条例」（平成 4 年 10 月 1 日制定）第 6 条に基づき、環境に関する市・市民・事業者の取り組みとして「21 の作戦」を掲げた「東広島市環境管理計画～クリーン・グリーン東広島 21 計画～」(以下「旧計画」という。)を平成 6 年度に策定しましたが、平成 17 年の広域合併による市域の拡大など本市の環境行政を取り巻く状況が大きく変化し、地球温暖化防止等、新たな課題への対応が求められることとなり、平成 20 年度に一部改定しました。

改定した旧計画においては、「豊かな地域環境の創造 母なる地球環境の保全」を基本目標に掲げ、目標を達成するために「廃棄物等から環境を守る」、「環境の汚染と破壊を防ぐ」、「快適環境を保全し、創造する」、「地球温暖化から市民の生活を守る」、「環境教育と環境保全・美化活動を推進する」の 5 つの行動計画と行動計画を推進するための「31 の作戦」を設定し、市・市民・事業者がそれぞれの役割に基づく取り組みを進めてきました。

また、旧計画に基づく環境関連計画として、「東広島市役所地球温暖化対策実行計画」(平成 19 年度)、「東広島市地球温暖化対策地域推進計画」(平成 20 年度)、「東広島市地域新エネルギービジョン」(平成 21 年度)や、「一般廃棄物処理基本計画」(平成 21 年度)を策定し、各種環境関連施策・事業等を展開してきました。

その結果、良好な大気環境の保全や水洗化率の向上、家庭における太陽光発電システムの設置件数の増加などの成果をあげています。

しかしながら、旧計画においては、関連する計画・事業等との連携が十分でなかったり、取り組みの成果を計る具体的な指標が用意されなかったことにより、計画の達成状況の評価が十分にできなかったなどの施策的な課題がありました。

また、黒瀬川等における水質の改善や多面的な環境機能を有する森林や農地の荒廃、特定外来生物の増加、ごみの排出量のより一層の削減、家庭からの二酸化炭素排出量の増加など、依然として解決すべき環境上の課題も残されています。

3 計画策定の目的

このような状況を踏まえ、本市では、平成 22 年 3 月に、「東広島市環境の美化及び保護に関する条例」に代わり「東広島市環境基本条例」を制定し、本市の環境を総合的に保全・活用し、次世代に引き継いでいくための、より実効性の高い環境施策を展開していくこととしました。

東広島市環境基本計画(以下「本計画」という。)は、本市が抱える環境上の課題を解決し、すばらしい環境を守り、育み、後世に継承していくため、旧計画をはじめとする従来の環境関連施策や取り組みの良い点を継承するとともに、改善すべき点は改善し、より発展した取り組みを市・市民・事業者の協働のもと、総合的・計画的・長期的に推進することを目的として、環境基本条例第 9 条に基づき策定した計画です。

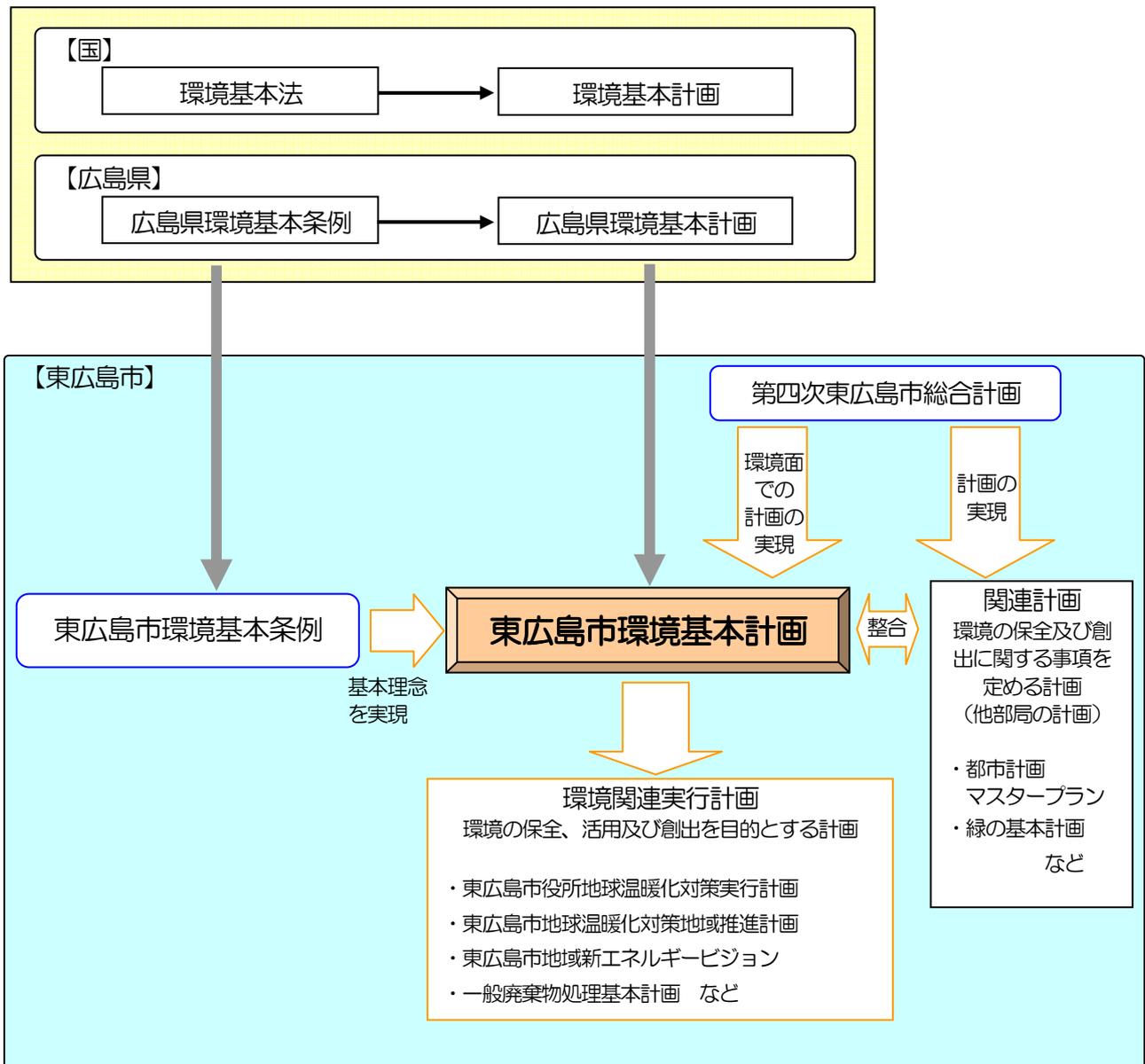
第2節 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

本計画は、本市の環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「東広島市環境基本条例」（平成 22 年 3 月）に基づき策定されるものです。

すなわち、本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第四次東広島市総合計画（平成 19 年度）」を環境面から具体化するための、環境施策全般の方向性を示す「環境分野のマスタープラン」にあたります。

また、本市が実施する環境関連施策・事業の上位計画となるとともに、全ての施策・事業実施の際に、「環境の保全・活用・創出」を念頭においた取り組みを率先実行するための「指針」としての役割を担う計画です。



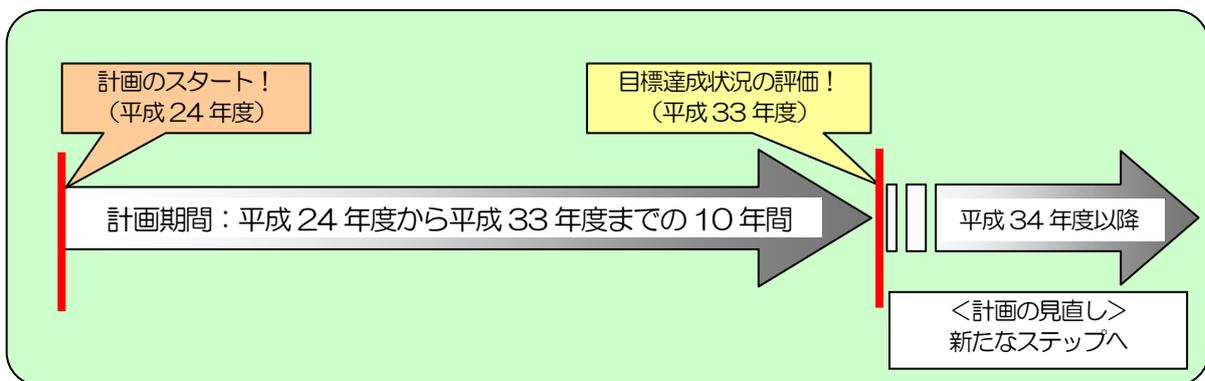
2 計画の期間

環境基本計画は、長期的な取り組みを実践するための指針として位置づけられるものであり、目指すべき本市の環境の将来像（概ね 20～30 年後の実現を目指す望ましい環境像）を提示し、市・市民・事業者がこの将来像を共有し、それぞれが果たす役割を認識した上で、将来像の実現に向けて各主体がそれぞれの取り組みを進めることとしています。

一方、その計画目標年度や計画期間は、長期的な視点に留意しながらも、社会情勢等の変化に柔軟に対応し、的確な進行管理が可能となる目標年度、期間を設定することが求められます。

そこで、本計画の期間は、平成 33 年度を目標年度とし、平成 24 年度から 10 年間とします。

そのため、本計画の計画期間が終了しても、計画そのものが終了するのではなく、その時点での環境をめぐる社会情勢の変化や本計画の進捗状況・成果を踏まえ、計画の見直しを行い、望ましい環境像の実現に向けた、新たなステップに移行することとします。



3 計画の範囲

本計画は、東広島市全域を対象とします。

また、本計画で取り組む環境の対象は、本市の良好な環境を後世に引き継ぐために必要となる取り組みを重視し、「自然・生物（森林、農地、動植物等）」、「都市環境（緑、景観、歴史文化等）」、「生活環境（大気、水質、騒音・振動等）」、「廃棄物」、「地球環境（地球温暖化等）」と、これらの環境と分野横断的に関わる「人づくり・地域づくり（環境教育、地域活動、環境情報等）」とします。





第3節 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

まず本章にて計画策定の背景や計画の目的等の基本的事項を示した上で、第二章にて本市の社会特性や環境の特徴などの環境の概要を整理しています。第三章では、本計画の展開により実現を目指す「望ましい環境像」として、概ね 20～30 年後の本市の姿を提示し、第四章では、「望ましい環境像」を実現するための市・市民・事業者の取り組みや各主体が協働で取り組む重点プロジェクトなどを記載しました。最終章の第五章では、実効性をもって本計画を推進していくための推進体制や進行管理の方法を記載しています。

<p>第 I 章 計画の基本的事項 (P.1～6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆計画策定の背景や、本市におけるこれまでの取り組みの概要、計画策定の目的などを記載しています。 ◆本計画の位置づけや期間、対象とする範囲などを記載しています。
<p>第二章 東広島市の環境の現状 (P.7～23)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆本市の沿革や人口の推移、土地利用や産業の現状など、社会動向について記載しています。 ◆本市の環境の特徴や課題などの概要を記載しています。 ◆本市の取り組みや市民団体や事業者等の代表的な活動を紹介しています。 ◆環境に関する市民・事業者アンケートや地区の声を聞く会（地区別環境ワークショップ）の結果の概要を記載しています。
<p>第三章 東広島市の望ましい環境像 (P.25～30)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境の現状や課題、環境基本条例等を踏まえ、概ね 20～30 年後の実現を目指す、東広島市のあるべき環境の姿を具体的に示しています。
<p>第四章 望ましい環境像の実現に向けて (P.31～105)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆望ましい環境像を実現するための取り組みの方向性や目標、市・市民・事業者の主な取り組みについて記載しています。 ◆各主体が協働で実施するシンボリックな取り組みを重点プロジェクトとして記載しています。 ◆各地域における環境に配慮すべき事項を指針として整理しています。
<p>第五章 計画の推進 (P.107～115)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆計画の推進体制のあり方や進行管理の方法について記載しています。